

ヤスクニ・レポ 152
国防の方針ではなく、不戦の方針をこそ
代表 西川重則

1

すでにご承知のことであるが、2012年4月28日は、対日平和条約発効60年の日であり、自民党は結成以来ずっと日本国憲法の自主的改正を党の基本方針の一つとして主張し続けてきた。そして、満60年の4月28日を、改憲草案の公表の日として、改憲をめざし、努力してきた。

しかし、そのような自民党の結成以来の改憲をめざす戦後史について、一般にはそれほど関心もなく、注目もしないままに、それぞれの立場で、運動を続けてきたと思われる。しかし、私は改めて2012年の重大な出来事のひとつとして、自民党の改憲運動の戦後史を重視し、反面教師としての自民党の改憲をめぐる論理の構築と運動の展開を冷静に考え、私たち自身のあり方を真剣に考えてみたいと思っている。

自民党が保守政党として結成されたのは、1955年11月15日だった。そして自民党の結成の意味を彼らの確信に基づく決意表明として文書化し、今日に至っていることは当然のことであるが、私たちにとっても参考になることは否定できないであろう。

幸い、私の書物の一冊であるが、『靖国法案の展望』の500頁から502頁にわたって、「自由民主党の基本方針」の「1 立党宣言」と「2 党の使命」を採録している。その中に、「現行憲法の自主的改正」という重大な文言がはっきりと書かれている。「日本国憲法の自主的改正」とはどういうことなのかを、歴史的に正確に知ることが重要であると共に、今後の私たちの立場での改憲阻止運動として、文言の重大な意味をしっかりと受けとめ批判する必要があると言えよう。

自民党が結成された1955年とはどんな年かを考えてみれば、第一に、その年の1月10日、時の内閣総理大臣は鳩山一郎氏であり、憲法改正に積極的な姿勢をもって改憲の意思を表明している。自民党結成の時も同じ鳩山一郎内閣の時だった。したがって当時の全体状況から考えると、改憲の政治的情勢が功を奏したかも知れない。

しかし、幸いなことに、同じ1955年の10月15日、社会党統一大会が開かれ、いわゆる55年体制の時代となり、改憲賛成の自民党と真っ向から対峙する社会党の存在が想像以上に大きな影響を發揮し、事実上早期の改憲は夢と化した。

ここで、自民党の主張する「現行憲法の自主的改正」についての流れを報告しなければならない。その後、文字通り、「自主的改正」をめざす運動が始まったが、その具体的出来事は1969年5月3日の憲法記念日であり、「自主憲法制定国民会議」という民間の運動として、今年の5月3日の集会まで、毎年憲法記念日に、自主的憲法改正の達成を要望しながらの集会として続けている。その初代の会長は、岸信介氏である。その岸信介氏が第一次岸信介内閣として登場したのは1957年2月25日のことだった。

2

その岸内閣が1957年5月20日、「国防の基本方針」に対して閣議決定し、国防会議も決定した。「国防の基本方針」については知られていると思われるが、その文言の意味及び影響の大きさはほとんど知られていないのではないか。日本国憲法の第9条の第1項(戦争絶対反対を意味する不戦の条文)及び第2項(戦力不保持。国の交戦権を認めない)との比較検証をしないまま、「国防の基本方針」を認めているとすれば、内閣、国会、司法の責任が問われて当然である。私は戦後史において、納得できる検証がなされたとは思っていない。つまり第9条の戦争放棄の歴史的意義を認めることなく、軍事にかかわる「国防の基本方針」が閣議決定されたり、国防会議によって決定されたりしたのであり、事柄は重大である。

以下、改めて「国防の基本方針」を採録する所以である。

「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守

ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

以上は、約55年前の内閣及び国防会議が決定した内容である。警告する責任が主権者・有権者にあるのは自明である。しかし軍事化はその後進み、戦後67年の今日も同様の政治姿勢を持つ内閣によって継承されている。日米安保体制を基軸とする政治姿勢は変わっていない。

したがって、私たちが日本国憲法本来の普遍的・歴

史的意味を憲法政治に反映させるための責任課題を具体的に果たすために、具体的にどうあるべきかを改めて真剣に考え、学びを深め、日本国憲法の「前文」、第9条、第19条、第20条、第21条その他基本的人権の保障にかかわる条文の本来の意味を正確に認識し、私がずっと強調し続けているひとつひとつの条文についての原則・解釈・適用を首尾一貫して護り抜く憲法政治を内閣・国会・司法に求め、不断に警告する権利を行使することは、想像以上に重要かつ緊急であることを、ここに強調しておきたい。

アブラハム・リンカーンが大統領に就任した時の歴史的文言を、私はすべての公務にたずさわっている人々、主権者・有権者が自らの姿勢として保持することを強く求めたい。「政府に対して言うべきことがあれば、警告して欲しい。『憲法的・革命的な』姿勢を堅持して、内閣に警告し、退陣を求めて欲しい」と。原文通りではないが、憲法記念日に心に刻むにふさわしい名言であることを述べて終りたい(2012・5・15、沖縄県本土復帰40年の日を心に刻み)。

2012年4月20日例会奨励「神の時を知る」 ローマ人への手紙13章11~14節 須田毅牧師（日本福音キリスト教会連合西堀福音キリスト教会）

東日本大震災から一年を経過し、改めてその災害を問う言葉を聞くことが多くなった。ある牧師の「主イエスのことばから、大地震は信仰者にとって終末の予兆と理解する」ということばを聞き、はっとさせられる。被災地への思いをいたしながらも、私たちは主が時を支配されていることを、常に覚えていなければならない。しかし、驚きと悲しみとで、神

の主権的な支配を忘れていなかったらどうか、と自問する。「世はふけて、昼が近づきました。…主イエス・キリストを着なさい」。主による終末を知る人間は、不安に取り囲まれたままだったり、自暴自棄にはならない。主によって新しくされた人間として、今、遣わされた地で、光である御方の明るさによって生きることができる。